

法人設立・開設届出書の記載要領

1. 各欄の記載方法

- (1) 「法人の名称」「本店所在地」「本店設立年月日」「資本金又は出資金の額」欄には、登記してある名称、所在地、年月日、金額を記載してください。
- (2) 「資本金等の額」欄には、法人税法施行令第8条に規定する資本金等の額を記載してください。
- (3) 「全従業者数」欄には、法人全体の従業者総数を記載してください。なお、人数は届出日現在で記載し、役員、パートタイマー、アルバイト等を含めてください。
- (4) 「事業年度」欄には、定款等で定められている会計期間を記載してください。
- (5) 「法人税申告期限の延長」欄には、どちらかにチェックをし、「有」の場合には申告書の提出期限の延長承認を受けている月数を記載してください。
- (6) 「事業の目的」欄には、定款等に定められている事業の目的のうち、現に営む主要なものについて記載してください。
- (7) 「法人区分」欄には、該当する区分にチェックをしてください。また、一般社団（財団）法人である場合や公益法人等（下表参照）である場合はどちらかにチェックをしてください。なお、営む事業が収益事業に当たるかどうかについては、管轄の税務署にご確認ください。

法人の種類		代表例	収益事業	均等割	法人割
公益法人等	地方税法第296条第1項第2号に記載のあるもの ・法人税法別表第2	学校法人、博物館設置・学術研究目的の公益財団〔社団〕法人、更生保護法人、社会福祉法人、宗教法人、日本赤十字社、農業共済組合、労働組合、等 ※1	行う	最低税率	課税
			行わない	非課税	非課税
・他の法律により公益法人とみなされるもの	上記以外のもの	非営利型一般財団〔社団〕法人、社会医療法人、公益財団〔社団〕法人（博物館設置・学術研究目的を除く）、酒販組合、商工会、商工会議所、税理士会、弁護士会、政党、特定非営利活動法人、認可地縁団体、等	行う	最低税率	課税
			行わない	最低税率 ※2	非課税

※1 社会福祉法人、更生保護法人、学校法人、私立学校法第64条第4項法人については、収益事業による所得の90%以上が本来の事業目的に充てられているものは、収益事業に当たりません。

※2 収益事業を行わない公益社団（財団）法人（博物館設置・学術研究目的を除く）、認可地縁団体、特定非営利活動法人については均等割の**減免措置があります。**

- (8) 「連結納税の承認」欄には、どちらかにチェックをし、「有」で子法人の場合は親法人の名称及び所在地を記載してください。
- (9) 「送付先」欄には、どちらかにチェックをし、「その他へ送付」の場合は関係書類の送付先宛名を記載してください。
- (10) 「新見市内の事務所等」欄には、その事務所の名称、従業者数、所在地、開設年月日、電話番号を記載してください。なお、従業者数欄にはその事務所勤務の従業者数を記載し、役員、パートタイマー、アルバイト等を含めてください。
- (11) 「関与税理士」欄には、関与税理士の住所、氏名、電話番号を記載してください。

2. 添付資料

次の資料を添付してください。

○定款等の写し

○登記簿謄本等の写し

連結納税の承認を受けている場合は次の資料も添付してください。

○連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書の写し

○出資関係図の写し

○グループ一覧の写し

なお、その他の資料の提出を求める場合もあります。予めご了承ください。